

各 位

会 社 名 株式会社プレサンスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 原田 昌紀
(コード番号 3254 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営管理本部長 土 井 豊
(TEL 06-4793-1650)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年4月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2025年3月6日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2025年3月6日（木曜日）
- (2) 公告日 : 2025年2月19日（水曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.pressance.co.jp/ir/library/public/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年1月10日付で公表いたしました「支配株主である株式会社オープンハウスグループによる当社株券に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社オープンハウスグループ（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとし、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施する予定とのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の総数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当該臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、上記②の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいた

しました。なお、本臨時株主総会を招集する場合には、その開催日程、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合又は上記①に記載の場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上